



2025年5月15日

各 位

会 社 名	株式会社プロクレアホールディングス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 成 田 晋
コード番号	(7384 東証プライム)
問 合 せ 先	経 営 企 画 部 長 木 立 晋 (TEL 017-777-5111)

業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社青森みちのく銀行（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて「対象会社」という。）は、同行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。）および執行役員（国外居住者を除く。）に対して、信託の仕組みを利用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

今般、本制度の対象を対象子会社の取締役および執行役員に加えて、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国外居住者を除く。）および執行役員（国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」といい、対象子会社の取締役および執行役員と総称して「対象取締役等」という。）まで拡大するため、2025年5月15日開催の取締役会において、本制度に係る役員報酬B I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長のうえ、当社の取締役等に対して本制度を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、当社の取締役等に対して本制度を導入する議案について、2025年6月25日開催予定の第3期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続および一部改定

- (1) 対象子会社は2018年に導入した本制度を今後も継続する予定であるため、当社は、2025年8月31日に終了予定である本信託の信託期間を3年間延長し、本制度を継続いたします。

また、当社の取締役等に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの価値共有を明確にすることを目的として、当社は、本制度を導入することといたします（※）。

- (2) 当社の本制度導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

- (3) 本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の

金銭（以下「当社株式等」という。）を対象取締役等に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。

- (※) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役、社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

2. 改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の対象となる連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として（※）、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、対象取締役等を対象として、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。本年度から実施する本制度の継続後の対象期間については、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とします。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記（3）イに定める。以下同じ。）には、以降の各中期経営計画の対象となる連続する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

本制度の対象者として、新たに当社の取締役等を追加いたします。

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）については交付を受け、残りの累積ポイントに相当する当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。）
- ② 対象取締役等を退任していること（退任には、海外赴任により国外居住者となる場合を含みます。）（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記（3）ウの信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることになります。

※ 信託期間中に、取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

※ 信託期間中に、対象取締役等が海外赴任により国外居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役等が受けるものとします。

(3) 延長後の信託期間

ア 信託期間

2025 年 8 月（予定）から 2028 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を 3 年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を実施します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社の株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

ウ 本信託終了の取り扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時（上記イの信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、対象取締役等に対して、役位に応じた「固定ポイント」と当社の毎事業年度における業績目標（当期純利益等）および非財務目標の達成度に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、対象取締役等の退任時にこれらのポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(5) 本信託に拠出される信託金の上限および本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数の上限

対象期間において、本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数は、各対象会社の株主総会において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の上限額

当社の取締役分として 360 百万円^{※1}、対象取締役等合計で 615 百万円^{※1}（予定）

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

1 事業年度当たりに対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

当社の取締役分として 60,000 ポイント^{※2}、対象取締役等合計で 113,000 ポイント^{※2}

対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる 1 事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限に信託期間の年数である 3 を乗じた数相当する株式数 339,000 株^{※3}を上限とします。また、上記（3）イの本信託の継続を行う場合は、対象期間における取得株式数は、かかる 1 事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限に信託期間の年数 3 を乗じた数に相当する株式数 339,000 株^{※3}を上限とします。

※2 1 事業年度あたりに取締役等に対して付与されるポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 上記（4）最終段落の 1 ポイントあたりの当社株式の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

（6） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（5）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

（7） 当社株式等の交付等の方法および時期

上記（2）の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後、退任した時点における累積ポイントの 70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

信託期間中に、対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に、対象取締役等が海外赴任により国外居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役等が受けるものとします。

（8） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（9） 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

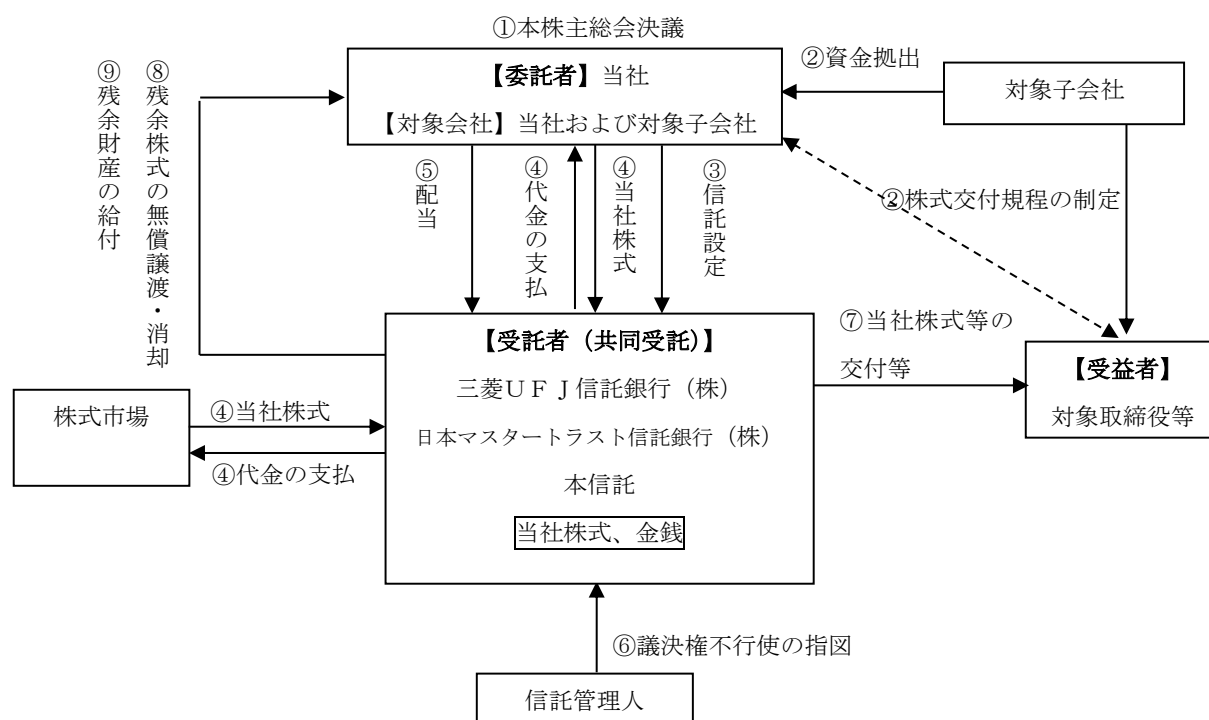
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、

当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(10) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（3）ウの信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

3. B I P 信託の仕組み



- ①当社は、本株主総会において、本制度を当社に導入にすることにつき承認決議を得ます。なお、対象子会社は本制度を導入にすることにつき、合併前の株式会社青森銀行の2018年度の定時株主総会において承認決議を得ております。
- ②当社は、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。なお、対象子会社は本制度の内容に係る株式交付規程を既に制定しております。
- ③当社は、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭および対象子会社から拠出を受ける対象子会社の取締役および執行役員に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。なお、各対象会社が拠出できる金銭は、①の株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。（上記2.（3）イの信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定しています。）本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時に累積ポイント（上記２．（４）に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

（注）受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社および対象子会社は、株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（ご参考）

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2018年８月１日（2025年８月に変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 2018年８月１日～2025年８月３１日
（2025年８月の信託契約の変更により、2028年８月末日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日 | 2018年９月３日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 615百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2025年８月１４日～2025年８月末日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む）末日以前の５営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得（上記２．（３）イの信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当社（自己株式処分）より取得を予定しています。） |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上